

議 事 日 程

◎本日の会議に付議した事件

- | | | |
|--------|---------|---------------------------|
| 日程第 1 | | 会議録署名議員の指名について |
| 日程第 2 | | 会期の決定について |
| 日程第 3 | | 町長の提出案件要旨説明 |
| 日程第 4 | 承認第 1 号 | 専決処分の承認を求めることについて |
| 日程第 5 | 承認第 2 号 | 専決処分の承認を求めることについて |
| 日程第 6 | 承認第 3 号 | 専決処分の承認を求めることについて |
| 日程第 7 | 議案第 1 号 | 工事請負契約の締結について |
| 日程第 8 | 議案第 2 号 | 工事請負契約の締結について |
| 日程第 9 | 議案第 3 号 | 工事請負契約の締結について |
| 日程第 10 | 議案第 4 号 | 財産の取得について |
| 日程第 11 | 議案第 5 号 | 令和 8 年度遠軽町一般会計補正予算（第 1 号） |

令和8年第3回

遠軽町議会臨時会会議録（第1号）

令和8年5月11日（月）午前10時00分開会

◎本日の会議に付議した事件

- | | | |
|--------|--------|-----------------------|
| 日程第 1 | | 会議録署名議員の指名について |
| 日程第 2 | | 会期の決定について |
| 日程第 3 | | 町長の提出案件要旨説明 |
| 日程第 4 | 承認第 1号 | 専決処分の承認を求めることについて |
| 日程第 5 | 承認第 2号 | 専決処分の承認を求めることについて |
| 日程第 6 | 承認第 3号 | 専決処分の承認を求めることについて |
| 日程第 7 | 議案第 1号 | 工事請負契約の締結について |
| 日程第 8 | 議案第 2号 | 工事請負契約の締結について |
| 日程第 9 | 議案第 3号 | 工事請負契約の締結について |
| 日程第 10 | 議案第 4号 | 財産の取得について |
| 日程第 11 | 議案第 5号 | 令和8年度遠軽町一般会計補正予算（第1号） |

◎出席議員（15名）

議 長	1 5 番	杉 本 信 一 君	1 4 番	佐 藤 昇 君
	1 番	秋 元 直 樹 君	2 番	戸 松 恵 子 君
	3 番	阿 部 君 枝 君	4 番	白 幡 隆 一 君
	5 番	遠 藤 明 美 君	6 番	佐 藤 和 徳 君
	7 番	渡 辺 清 夏 君	8 番	山 本 悟 君
	9 番	村 岡 敦 子 君	1 0 番	前 島 英 樹 君
	1 1 番	今 村 則 康 君	1 2 番	勢 志 優 華 君
	1 3 番	山 谷 敬 二 君		

◎欠席議員（0名）

◎列席者

町 長	佐々木 修 一 君	教 育 長	佐 藤 祐 治 君
代表監査委員	高 橋 義 久 君		

《令和8年5月11日》

◎説明員

副町長	澤口浩幸君	総務部長	鈴木浩君
民生部長	堀嶋英俊君	経済部長	内野清一君
総務課長	松村圭悟君	総務課契約担当課長	丸山啓次君
企画課長	大西公太君	企画課みらい創造担当課長	成中克也君
財政課長	今井昌幸君	税務課長	生駒健二君
住民生活課長	太田貴幸君	生田原総合支所長	今泉郁夫君
丸瀬布総合支所長	大川寿雄君	白滝総合支所長	長原裕一君
会計管理者	奥山隆男君	教育部長	古賀伸次君
総務課長	堂前政好君	社会教育課長	中南秀隆君
監査委員事務局長	中田英明君		

◎議会事務局職員出席者

事務局長	岩井誠志君	事務局参事	中田英明君
事務局主任	堂前あすか君		

◎開会宣告

○議長（杉本信一君） 本日をもって招集されました令和 8 年第 3 回遠軽町議会臨時会を開会します。

◎開議宣告

○議長（杉本信一君） 直ちに、本日の会議を開きます。

◎諸般報告

○議長（杉本信一君） 会議に先立ち、局長をして諸般の報告をします。

○議会事務局長（岩井誠志君） 御報告いたします。

ただいまの出席議員は、15 人であります。

本日の列席者は、佐々木町長、佐藤教育長、高橋代表監査委員であります。

次に、地方自治法第 121 条の規定による説明員、議会事務局からの出席者、監査委員の令和 7 年度例月出納検査の結果、令和 7 年度水道料金及び町営住宅使用料等の債権放棄報告、議長の執務、閉会中における各委員会等の活動状況につきましては、別紙印刷の上、お手元に配付のとおりであります。

次に、本臨時会の日程は、第 11 までとなっております。

以上で、報告を終わります。

◎日程第 1 会議録署名議員の指名について

○議長（杉本信一君） 日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員には、会議規則第 125 条の規定により、秋元議員、村岡議員を指名します。

◎日程第 2 会期の決定について

○議長（杉本信一君） 日程第 2 会期の決定についてを議題とします。

本件について、議会運営委員長の報告を求めます。

前島議会運営委員長。

○議会運営委員長（前島英樹君） ー登壇ー

御報告いたします。

本日をもって招集されました令和 8 年第 3 回遠軽町議会（臨時会）の会期につきましては、本日午前 9 時 30 分から議会運営委員会を開催し、審議の結果、本日 1 日間と決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

○議長（杉本信一君） お諮りします。

本臨時会の会期は、議会運営委員長報告のとおり、本日１日間にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日１日間とすることに決定しました。

◎日程第３ 町長の提出案件要旨説明

○議長（杉本信一君） 日程第３ 町長の提出案件要旨説明を求めます。

佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） ー登壇ー

令和８年第３回遠軽町議会（臨時会）の開会に当たり、議員の皆様には、大変お忙しい中御参集いただき、厚くお礼を申し上げます。

本議会に提出いたしました議案の概要について、御説明申し上げます。

承認第１号から承認第３号までの専決処分の承認を求めることについては、地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、遠軽町税条例の一部を改正する条例、遠軽町都市計画税条例の一部を改正する条例及び遠軽町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分いたしましたので、議会の承認を求めるものです。

議案第１号から議案第３号までの工事請負契約の締結については、令和８年度遠軽小学校大規模改修工事の建築主体及び機械設備並びに令和８年度えんがる球場大規模改修工事（電気設備）について、議会の議決を求めるものです。

議案第４号財産の取得については、戸籍電算システム機器等について、議会の議決を求めるものです。

次に、議案第５号令和８年度遠軽町一般会計補正予算（第１号）について御説明申し上げます。

歳入については、繰入金及び町債を補正するものです。

歳出については、遠軽中学校及び南中学校の吹奏楽部合同のマーチング衣装購入費、価格高騰に伴うえんがる球場大規模改修工事の追加費用を計上したところです。

以上が、本議会に提案をいたしました議案の概要です。

御審議を願う議案につきましては、その都度、担当部課長から詳細に御説明いたしますので、御協賛を賜りますようお願いを申し上げます。

◎日程第４ 承認第１号から日程第６ 承認第３号まで

○議長（杉本信一君） 日程第４ 承認第１号専決処分の承認を求めることについて、日程第５ 承認第２号専決処分の承認を求めることについて、日程第６ 承認第３号専決処分の承認を求めることについて、以上、承認３件は関連がありますので、一括して

議題とします。

提出者の説明を求めます。

生駒税務課長。

○税務課長（生駒健二君） 承認第1号専決処分の承認を求めることについてを御説明いたします。

地方自治法第179条第1項の規定により、遠軽町税条例の一部を改正する条例を定めることについて、別紙のとおり専決処分しましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものです。

次のページをお開き願います。

専決第2号、専決処分書。

専決処分の理由は、令和8年3月31日に地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、遠軽町税条例の一部を改正する必要が生じたことから、本条例を定めることについて、令和8年4月1日付で専決処分したものです。

次のページ、別紙をお開き願います。

遠軽町税条例等の一部を改正する条例。

改正の内容につきましては、参考資料により御説明いたします。

別紙9ページの次にあります参考資料、遠軽町税条例改正資料（第1条関係）をお開き願います。

なお、説明の中で、施行日については、原則令和8年4月1日のため、特段施行日について申し上げないものは、令和8年4月1日の施行となります。

では、資料に基づき御説明いたします。

納税証明事項、第18条の3は、軽自動車税環境性能割の廃止に伴う文言の整理。

納期限後に納付し又は納入する税金又は納入金に係る延滞金、第19条は、軽自動車税環境性能割の廃止に伴う引用条項の整理。

所得割の課税標準、第33条第3項は、特定大口株主が受け取る配当から住民税を特別徴収する改正及び文言の整理。

寄附金税額控除、第34条の7第2項は、復興特別所得税の課税期間の延長及び防衛特別所得税の創設に伴う改正。施行日は、令和10年1月1日。

町民税の申告、第36条の2は、法律の改正に伴う規定の整備。施行日は、令和9年1月1日。

個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書、第36条の3の2第1項及び第5項は、法律の改正に伴う規定の整備。施行日は、令和9年1月1日。

個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書、第36条の3の3第1項は、条文構造の整理及び規定の整備。施行日は、令和9年1月1日。

項の追加は、条文構造の整理に伴う項の追加。施行日は、令和9年1月1日。

第2項から第5項までは、条文構造の整理に伴う引用条項の整理及び項の追加による

項ずれの整理。施行日は、令和9年1月1日。

固定資産税の免税点、第63条は、固定資産税の免税点を家屋については20万円未満から30万円未満に、償却資産については150万円未満から180万円未満に引き上げる改正。施行日は、令和9年4月1日。

軽自動車税の納税義務者等、第80条第1項は、法律の改正に伴う文言の整理。

第2項は、法律の改正に伴う項の削除。

第3項は、法律の改正に伴う文言の整理及び項の削除に伴う項ずれの整理。

次のページをお開き願います。

軽自動車税のみなす課税、第81条第1項及び第2項は、法律の改正に伴う文言の整理。

第3項及び第4項は、法律の改正に伴う項の削除。

環境性能割の課税標準、第81条の3は、法律の改正に伴う削除。

環境性能割の税率、第81条の4は、法律の改正に伴う削除。

環境性能割の徴収の方法、第81条の5は、法律の改正に伴う削除。

環境性能割の申告納付、第81条の6は、法律の改正に伴う削除。

環境性能割に係る不申告等に関する過料、第81条の7は、法律の改正に伴う削除。

環境性能割の減免、第81条の8は、法律の改正に伴う削除。

種別割の税率、第82条見出しを含むは、法律の改正に伴う文言の整理。

種別割の賦課期日及び納期、第83条第1項及び第2項見出しを含むは、法律の改正に伴う文言の整理。

種別割の徴収の方法、第85条見出しを含むは、法律の改正に伴う文言の整理。

種別割に関する申告又は報告、第87条第1項から第3項まで見出しを含むは、法律の改正に伴う文言の整理及び引用条項（様式名）の整備。

種別割に係る不申告等に関する過料、第88条見出しは、法律の改正に伴う文言の整理。

種別割の減免、第89条見出しを含むは、法律の改正に伴う文言の整理。

次のページをお開き願います。

身体障害者等に対する種別割の減免、第90条第1項、第2項及び第4項から5項まで見出しを含むは、軽自動車税環境性能割の廃止に伴う文言の整理。

原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等、第91条第2項及び第7項は、法律の改正に伴う引用条項の整理及び文言の整理。

附則。

特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例、第6条は、適用期限の延長に伴う改正。施行日は、令和9年1月1日。

個人の町民税の住宅借入金等特別税額控除、第7条の3は、適用期限の到来に伴う削除。

個人の町民税の住宅借入金等特別税額控除、第7条の3の2は、適用期限の延長に伴う改正、法律の改正に伴う引用条項の整理及び第7条の3の削除により、本条を第7条の3に繰り上げ、見出しを「個人の町民税の住宅借入金等特別税額控除」とする改正。施行日は、適用期限の延長部分のみ令和9年1月1日。

寄附金税額控除における特例控除額の特例、第7条の4は、復興特別所得税の課税期間の延長、防衛特別所得税の創設に伴う改正、特定暗号資産取引に係る課税の見直しに伴う改正及び引用条項の整理。施行日は、復興特別所得税の課税期間の延長及び防衛特別所得税の創設に伴う改正の部分のみ令和10年1月1日（ほか金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律の施行日の属する年の翌々年の1月1日）。

こちらの法律は、現在、国会で審議中のため、法律番号の付与は成立後となる予定です。

肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例、第8条第1項及び第2項は、法律の改正に伴う引用条項の整理及び適用期限を令和9年度から令和12年度とする改正。

個人の町民税の寄附金税額控除に係る申告の特例等、第9条の2は、復興特別所得税の課税期間の延長及び防衛特別所得税の創設に伴う改正。施行日は、令和10年1月1日。

次のページをお開き願います。

法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合、第10条の2第3項から第9項までは、法律の改正に伴う引用条項の整理。

第10項から第13項までは、法律の改正に伴う引用条項の整理及び条例で定める割合を2分の1とする改正。

第14項は、法律の改正に伴う引用条項の整理及び条例で定める割合を5分の3とする改正。

第15項及び第16項は、法律の改正に伴う引用条項の整理及び条例で定める割合を3分の2とする改正。

第17項は、法律の改正に伴う引用条項の整理。

第18項から第20項までは、法律の改正に伴う項の削除。

第21項から第26項までは、項の削除に伴う項ずれの整理及び法律の改正に伴う引用条項の整理。

第27項及び第28項は、項の削除に伴う項ずれの整理。

項の追加は、改修特別特定建築物に対して課する固定資産税の特例割合を3分の1とする項の追加。

新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告、第10条の3第7項から第10項まで、第12項及び第15項は、法律の改正に伴う引用条項の整理。

第 16 項は、対象となる建物が「改修特別特定建築物」へ拡充されたことに伴う必要の規定を整備。

軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例、第 15 条の 2 は、法律の改正に伴う条項の削除。

次のページをお開き願います。

軽自動車税の環境性能割の減免の特例、第 15 条の 3 は、法律の改正に伴う条項の削除。

軽自動車税の環境性能割の非課税の特例、第 15 条の 3 の 2 は、法律の改正に伴う条項の削除。

軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例、第 15 条の 4 は、法律の改正に伴う条項の削除。

軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付、第 15 条の 5 は、法律の改正に伴う条項の削除。

軽自動車税の環境性能割の税率の特例、第 15 条の 6 は、法律の改正に伴う条項の削除。

軽自動車税の種別割の税率の特例、第 16 条第 1 項見出しを含むは、法律の改正に伴う引用条項の整理及び文言の整理。

第 2 項及び第 3 項は、グリーン化特例を令和 8 年 3 月 31 日から令和 10 年 3 月 31 日まで延長する改正及び必要の整備。

第 4 項は、法律の改正に伴う項の削除。

軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例、第 16 条の 2 見出しを含むは、法律の改正に伴う引用条項の整理及び文言の整理。

上場株式等に係る配当所得等に係る町民税の課税の特例、第 16 条の 3 第 3 項は、法律の改正に伴う引用条項の整理。

土地の譲渡等に係る事業所得等に係る町民税の課税の特例、第 16 条の 4 第 3 項は、法律の改正に伴う引用条項の整理。

長期譲渡所得に係る個人の町民税の課税の特例、第 17 条第 3 項は、法律の改正に伴う引用条項の整理。

優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例、第 17 条の 2 第 1 項及び第 2 項は、適用期限を令和 8 年度から令和 11 年度まで延長する改正及び法律の改正に伴う引用条項の整理。施行日は、適用期限の延長部分のみ令和 8 年 4 月 1 日（ほか令和 10 年 1 月 1 日）。

次のページをお開き願います。

項の追加は、災害リスクの高い区域内の土地を除外する改正。施行日は、令和 10 年 1 月 1 日。

短期譲渡所得に係る個人の町民税の課税の特例、第 18 条第 5 項は、法律の改正に伴

う引用条項の整理。

一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の町民税の課税の特例、第19条第2項は、法律の改正に伴う引用条項の整理。

特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る個人の町民税の課税の特例、第19条の3は、特定暗号資産等に係る個人の町民税の課税の方法について、総合課税から分離課税へ変更し、税率を3%とする条の追加。施行日は、金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律の施行日の属する年の翌々年の1月1日。

先物取引に係る雑所得等に係る個人の町民税の課税の特例、第20条第2項は、法律の改正に伴う引用条項の整理。

特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例、第20条の2第2項及び第5項は、法律の改正に伴う引用条項の整理。

条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例、第20条の3第2項及び第5項は、法律の改正に伴う引用条項の整理。

続きまして、第2条関係です。

遠軽町税条例等の一部を改正する条例（平成26年遠軽町条例第9号）、附則第6条は、軽自動車税環境性能割の廃止に伴う文言の整理となります。

別紙に戻りまして、7ページをお開き願います。

附則について、御説明します。

第1条は、施行期日を定めております。

第2条は、町民税に関する経過措置を定めております。

次のページをお開き願います。

第3条は、固定資産税に関する経過措置を定めております。

次のページをお開き願います。

第4条は、軽自動車税に関する経過措置を定めております。

以上で、承認第1号の説明を終わります。

続きまして、承認第2号専決処分の承認を求めることについてを御説明いたします。

地方自治法第179条第1項の規定により、遠軽町都市計画税条例の一部を改正する条例を定めることについて、別紙のとおり専決処分しましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものです。

次のページをお開き願います。

専決第3号、専決処分書。

専決処分の理由は、令和8年3月31日に地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、遠軽町都市計画税条例の一部を改正する必要性が生じたことから、本条例を定めることについて、令和8年4月1日付で専決処分したものです。

次のページ、別紙をお開き願います。

遠軽町都市計画税条例の一部を改正する条例。

改正の内容につきましては、参考資料により御説明いたします。

別紙２ページの次にあります参考資料、遠軽町都市計画税条例改正資料をお開き願います。

では、資料に基づき御説明いたします。

附則。

法附則第１５条第１４項の条例で定める割合、第４項の見出しを含むは、法律の改正に伴う引用条項の整理。

法附則第１５条第３２項の条例で定める割合、第５項見出しを含むは、法律の改正に伴う引用条項の整理。

法附則第１５条第３６項の条例で定める割合、第６項見出しを含むは、法律の改正に伴う引用条項の整理。

法附則第１５条第３７項の条例で定める割合、第７項見出しを含むは、法律の改正に伴う引用条項の整理。

法附則第１５条第４１項の条例で定める割合、第８項見出しを含むは、法律の改正に伴う引用条項の整理。

項の追加は、改修特別特定建築物に対して課する都市計画税の特例割合を３分の１とする項の追加。

改修実演芸術公演施設に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告、第９項見出しを含むは、法律の改正により、固定資産税の減額対象が「改修実演芸術公演施設」から「改修特別特定建築物」へ拡充し、それに伴う文言及び条項の整理。

宅地等に対して課する令和６年度から令和８年度までの各年度分の都市計画税の特例、第１０項から第１４項までは、法律の改正に伴う引用条項の整理及び項ずれの整理。

農地に対して課する令和６年度から令和８年度までの各年度分の都市計画税の特例、第１５項から第１７項までは、法律の改正に伴う引用条項の整理及び項ずれの整理。

戻りまして、２ページをお開き願います。

附則について、御説明いたします。

第１項は、施行期日を定めております。

第２項及び第３項は、経過措置を定めております。

以上で、承認第２号の説明を終わります。

続きまして、承認第３号専決処分の承認を求めることについてを御説明いたします。

地方自治法第１７９条第１項の規定により、遠軽町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を定めることについて、別紙のとおり専決処分しましたので、同条第３項の規定により報告し、承認を求めるものです。

次のページをお開き願います。

専決第4号、専決処分書。

専決処分の理由は、令和8年3月31日に地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、遠軽町国民健康保険税条例の一部を改正する必要性が生じたことから、本条例を定めることについて、令和8年4月1日付で専決処分したものです。

次のページ、別紙をお開き願います。

遠軽町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

改正の内容につきましては、参考資料により御説明いたします。

別紙4ページの次にあります参考資料、遠軽町国民健康保険税条例改正資料をお開き願います。

では、資料に基づき説明いたします。

課税額、第2条第1項は、子ども・子育て支援法の改正により創設された、子ども・子育て支援納付金に伴う改正。

第2項は、基礎課税額の課税限度額を66万円から67万円に引き上げる改正。

第3項は、文言の整理。

項の追加は、子ども・子育て支援納付金課税額の算定方法及び限度額を3万円とする改正。

国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額、第3条は、文言の整理。

国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額、第5条の2は、子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額を追加する改正。

国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額、第9条の4は、国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額の規定の新設。

国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額、第9条の5は、国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額の規定の新設。

18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額、第9条の6は、18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額の規定の新設。

国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額、第9条の7は、国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額の規定の新設。

納期、第12条第2項は、文言の整理。

次のページをお開き願います。

普通徴収に係る国民健康保険税の前納に係る納期、第12条の2は、普通徴収に係る国民健康保険税の前納に係る納期の規定の新設。

国民健康保険税の減額、第23条第1項は、国民健康保険税の算定について、基礎課

税額の賦課限度額を 6 6 万円から 6 7 万円に引き上げ、子ども・子育て支援納付金課税額の賦課限度額を 3 万円とする改正。

第 1 項第 1 号は、子ども・子育て支援納付金課税額の 7 割減額を追加する改正。

第 1 項第 2 号は、国民健康保険税の減額の基準について、対象となる所得の算定における、被保険者の数に乘じる金額を 5 割減額の場合は当該金額を 3 0 万 5, 0 0 0 円から 3 1 万円に引き上げる改正及び子ども・子育て支援納付金課税額の 5 割減額を追加する改正。

第 1 項第 3 号は、国民健康保険税の減額の基準について、対象となる所得の算定における、被保険者の数に乘じる金額を 2 割減額の場合は当該金額を 5 6 万円から 5 7 万円に引き上げる改正及び子ども・子育て支援納付金課税額の 2 割減額を追加する改正。

第 2 項第 3 号は、子ども・子育て支援納付金課税額の未就学児の均等割額を追加する改正。

第 3 項は、子ども・子育て支援金制度の創設に伴い、産前産後期間の保険税軽減措置として、支援金分の所得割額及び 1 8 歳以上の被保険者に係る均等割額を免除対象に含めるとともに、1 8 歳以下の被保険者に係る均等割額をゼロとするなどの引用条項の整理及び改正。

附則。

上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例、第 1 0 項は、法律の改正に伴う規定の整備。

長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例、第 1 1 項は、法律の改正に伴う規定の整備。

一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例、第 1 3 項は、法律の改正に伴う規定の整備。

上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例、第 1 4 項は、法律の改正に伴う規定の整備。

次のページをお開き願います。

先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例、第 1 5 項は、法律の改正に伴う規定の整備。

土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例、第 1 6 項は、法律の改正に伴う規定の整備。

特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例、第 1 7 項は、法律の改正に伴う規定の整備。

特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例、第 1 8 項は、法律の改正に伴う規定の整備。

条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例、第 1 9 項は、法律の改正に伴う規定の整備。

条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例、第20項は、法律の改正に伴う規定の整備。

別紙に戻りまして、4ページをお開き願います。

附則について、御説明いたします。

第1項については、施行期日を定めております。

第2項については、適用区分を定めております。

以上で、承認第3号の説明を終わります。

○議長（杉本信一君） これより、一括上程しました承認3件の質疑を行います。

質疑は、上程の順により各案件ごとに行います。

これより、承認第1号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、承認第1号の質疑を終わります。

次に、承認第2号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、承認第2号の質疑を終わります。

次に、承認第3号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、承認第3号の質疑を終わります。

これより、一括上程しました承認3件を採決いたします。

採決は、上程の順により各案件ごとに行います。

これより、承認第1号専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり承認されました。

次に、承認第2号専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり承認されました。

次に、承認第3号専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり承認されました。

◎日程第7 議案第1号

○議長（杉本信一君） 日程第7 議案第1号工事請負契約の締結についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

丸山総務課契約担当課長。

○総務課契約担当課長（丸山啓次君） 議案第1号工事請負契約の締結について御説明いたします。

遠軽町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、工事請負契約を締結することについて、議会の議決を求めるものであります。

契約の目的は、令和8年度遠軽小学校大規模改修工事（建築主体）であります。

契約の方法は、指名競争入札でありまして、契約金額は3億338万円であります。

契約の相手方は、丸尾・大同・日新特定建設工事共同企業体。代表者、遠軽町南町3丁目4番地39、株式会社丸尾建設、代表取締役、丸尾国弘。構成員、遠軽町白滝149番地1、大同産業開発株式会社、代表取締役、今野政男。構成員、遠軽町2条通北4丁目1番地9、日新工業株式会社、代表取締役、遠藤利秀であります。

この工事につきましては、4月27日、5者による指名競争入札を行った結果、丸尾・大同・日新特定建設工事共同企業体が落札者となり、同日、仮契約を締結しております。

工期は、令和9年2月19日であります。

なお、入札の執行状況につきましては、配付をしております建設工事等発注状況の一覧表10に記載をしておりますので御参照願います。

以上で、説明を終わります。

○議長（杉本信一君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第1号工事請負契約の締結についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第2号

○議長（杉本信一君） 日程第8 議案第2号工事請負契約の締結についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

丸山総務課契約担当課長。

○総務課契約担当課長（丸山啓次君） 議案第2号工事請負契約の締結について御説明いたします。

遠軽町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、工事請負契約を締結することについて、議会の議決を求めるものであります。

契約の目的は、令和8年度遠軽小学校大規模改修工事（機械設備）であります。

契約の方法は、指名競争入札でありまして、契約金額は9,350万円であります。

契約の相手方は、サトウ・浅野特定建設工事共同企業体。代表者、遠軽町西町2丁目8番地、有限会社サトウ熱器、代表取締役、佐藤好生。構成員、遠軽町大通北2丁目、有限会社浅野鉄工場、代表取締役、白井寅三郎であります。

この工事につきましては、4月27日、7者による指名競争入札を行った結果、サトウ・浅野特定建設工事共同企業体が落札者となり、同日、仮契約を締結しております。

工期は、令和9年2月19日であります。

なお、入札の執行状況につきましては、配付をしております建設工事等発注状況の一覧表11に記載をしておりますので御参照願います。

以上で、説明を終わります。

○議長（杉本信一君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第2号工事請負契約の締結についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第3号

○議長（杉本信一君） 日程第9 議案第3号工事請負契約の締結についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

丸山総務課契約担当課長。

○総務課契約担当課長（丸山啓次君） 議案第3号工事請負契約の締結について御説明いたします。

遠軽町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、工事請負契約を締結することについて、議会の議決を求めるものであります。

契約の目的は、令和8年度えんがる球場大規模改修工事（電機設備）であります。

契約の方法は、指名競争入札でありまして、契約金額は3億8,445万円であります。

契約の相手方は、遠軽・工藤・北海特定建設工事共同企業体。代表者、遠軽町東町1丁目4番地19、遠軽電機株式会社、代表取締役、乾淳。構成員、遠軽町西町2丁目10番地31、株式会社工藤電機、代表取締役、工藤英高。構成員、遠軽町岩見通北1丁目1番地2、北海電建株式会社、代表取締役、福家貢であります。

この工事につきましては、4月27日、3者による指名競争入札を行った結果、遠軽・工藤・北海特定建設工事共同企業体が落札者となり、同日、仮契約を締結しております。

工期は、令和9年3月10日であります。

なお、入札の執行状況につきましては、配付をしております建設工事等発注状況の一覧表12に記載をしておりますので御参照願います。

以上で、説明を終わります。

○議長（杉本信一君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第3号工事請負契約の締結についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第4号

○議長（杉本信一君） 日程第10 議案第4号財産の取得についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

丸山総務課契約担当課長。

○総務課契約担当課長（丸山啓次君） 議案第4号財産の取得について御説明いたします。

遠軽町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、財産を取得することについて、議会の議決を求めるものであります。

取得する財産は、戸籍電算システム機器等一式であります。

次のページ、別紙をお開き願います。

取得する財産の名称及び数量は、サーバー 1 台、サーバー周辺機器一式、無停電電源装置 1 台、パソコン 5 台、プリンタ 1 台、戸籍電算システムソフトウェア一式であります。

前のページにお戻り願います。

取得の方法は、随意契約でありまして、取得価格は 7 6 1 万 2, 0 0 0 万円であります。

取得の相手方は、東京都港区芝三丁目 8 番 2 号、リコージャパン株式会社、代表取締役、笠井徹であります。

この財産の取得につきましては、4 月 2 7 日、1 者による随意契約を行った結果、リコージャパン株式会社が落札者となり、同日、仮契約を締結しております。

納期は、令和 8 年 1 1 月 3 0 日であります。

なお、入札の執行状況につきましては、配付をしております財産の取得又は処分に係る入札等状況の一覧表 1 に記載をしておりますので御参照願います。

以上で、説明を終わります。

○議長（杉本信一君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第 4 号財産の取得についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第 1 1 議案第 5 号

○議長（杉本信一君） 日程第 1 1 議案第 5 号令和 8 年度遠軽町一般会計補正予算（第 1 号）を議題とします。

提出者の説明を求めます。

今井財政課長。

○財政課長（今井昌幸君） 議案第 5 号令和 8 年度遠軽町一般会計補正予算（第 1 号）について説明いたします。

令和 8 年度遠軽町一般会計補正予算（第 1 号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 5, 6 2 1 万 9, 0 0 0 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 1 9 4 億 4 2 1 万 9, 0 0 0 円とするものです。

補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」により説明いたします。

地方債の変更は、「第2表地方債補正」により説明いたします。

次のページをお開き願います。

第1表歳入歳出予算補正の1、歳入から説明いたします。

18款繰入金につきましては、1項基金繰入金に1,121万9,000円を追加し、総額を20億581万円とするものです。

21款町債につきましては、1項町債に4,500万円を追加し、総額を31億480万円とするものです。

これにより、歳入合計193億4,800万円に5,621万9,000円を追加し、総額を194億421万9,000円とするものです。

次に、2、歳出について説明いたします。

次のページをお開き願います。

10款教育費につきましては、3項中学校費に121万9,000円を追加、6項保健体育費に5,500万円を追加し、総額を24億767万9,000円とするものです。

これにより、歳出合計193億4,800万円に5,621万9,000円を追加し、総額を歳入歳出同額の194億421万9,000円とするものです。

次に、第2表地方債補正について説明いたします。

地方債の変更につきましては、えんがる球場大規模改修事業の限度額を3億8,650万円に変更するものです。

起債の方法、利率、償還の方法は、それぞれ補正前と変更はありません。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の1、総括を省略いたしまして、3、歳出から説明いたします。

9ページをお開き願います。

10款教育費3項中学校費2目教育振興費、中学校備品購入事業121万9,000円につきましては、令和8年度から遠軽中学校及び南中学校の吹奏楽部が合同によりマーチングコンテスト等に出場することとなったため、新たにマーチング用の衣装が必要となることから、学校備品として60着分を購入する経費を計上するものです。

次のページをお開き願います。

6項保健体育費2目体育施設費、球技場管理運営事業5,500万円につきましては、えんがる球場大規模改修工事に伴い、ナイター照明用LED機材、グラウンド舗装資材及びバックネット交換資材の価格が高騰したため、工事請負費を追加するものです。

次に、2、歳入について説明いたします。

7ページを開き願います。

18款繰入金1項基金繰入金1目財政調整基金繰入金121万9,000円につきましては、財政調整基金繰入金の追加です。

3目まちづくり振興基金繰入金1,000万円につきましては、まちづくり振興基金繰入金の追加です。

21款町債1項町債8目教育債4,500万円につきましては、えんがる球場大規模改修事業債の追加です。

以上で、説明を終わります。

○議長（杉本信一君） これより、質疑を行います。

質疑は、第1表歳入歳出予算補正を省略して、歳入歳出補正予算事項別明細書の3、歳出より各款ごとに行います。

10款教育費、9ページから12ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 次に、2、歳入に入ります。

18款繰入金、7ページ、8ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 21款町債、7ページ、8ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 次に、第2表地方債補正、3ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第5号令和8年度遠軽町一般会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎閉会宣告

○議長（杉本信一君） 以上をもって、本臨時会の会議に付された事件は全部終了しました。

会議を閉じます。

以上で、令和8年第3回遠軽町議会臨時会を閉会いたします。

午前10時50分 閉会

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

議 長 杉本 信一

署 名 議 員 秋元 直樹

署 名 議 員 村岡 敦子